

宮崎県協同農業普及事業の実施に関する方針

平成28年 2月

宮 崎 県

目 次

第1 普及事業の基本的な考え方	1
1 普及指導員の職務	2
第2 普及指導活動の基本的な課題	2
1 「儲かる農業」の実現	2
(1) 本県農業の未来を切り拓く多様な経営体の育成	2
ア 認定農業者等への支援	2
イ 青年農業者への支援	2
ウ 新規就農者等への支援	2
エ 集落営農組織への支援	3
(2) 産地間競争を勝ち抜く生産体制の構築	3
ア 産地づくり支援	3
イ 農地のフル活用の促進支援	3
ウ 畜産新生に向けた支援	3
(3) 農を核としたフードビジネスの振興	3
2 環境に優しく気候変動に負けない農業の展開	3
(1) 環境保全型農業や資源循環型農業の展開	3
(2) 気候変動に対応した農業生産への取組支援	4
3 連携と交流による農村地域の再生	4
(1) 地域資源を活かした魅力ある農村地域づくり	4
(2) 鳥獣被害を受けにくい農業の展開	4
4 責任ある安全な食料の生産・供給体制の確立	4
(1) 農業経営安定対策の強化	4
(2) 農畜産物の安全性確保・防疫体制の強化に向けた支援	4
(3) 農作業安全対策の推進	4
第3 普及指導員の配置に関する事項	4
1 地域における普及指導員の配置	4
2 専門技術指導担当普及指導員の配置	5

第4	普及指導員の資質の向上に関する事項	5
1	普及指導員に求められる機能	5
	(1) スペシャリスト機能	5
	(2) コーディネート機能	5
2	向上を図るべき資質	5
3	資質向上の方法	6
	(1) 人材育成計画に基づく研修の実施	6
	(2) 他の指導機関との連携	6
4	普及指導手当	6
第5	普及指導活動の方法に関する事項	6
1	農業者に対する支援の充実・強化	6
	(1) 地域農業全体の維持・発展を目的とする活動の強化	6
	(2) 先進的な農業者や民間等との連携	6
	(3) 関係機関・団体との連携	7
	(4) 試験研究・研修教育及び行政部門との一体的取組	7
	(5) 都道府県間の連携	7
	(6) 普及指導活動の重点化	7
2	普及指導活動の効果的な実施	7
	(1) 普及指導活動計画の策定	7
	(2) 普及指導活動の評価	8
	(3) 評価結果の活用	8
	(4) 相談窓口としての普及センターの対応	8
	(5) 高度かつ専門的な相談窓口としての農業革新支援センターの対応	8
	(6) 農業者等に対する積極的な情報提供	8
	(7) 調査研究の適切な実施	9
3	研修教育の充実強化	9
	(1) 県立農業大学校における研修教育	9
	(2) 体系的な農業者研修の実施	10
第6	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	10
1	海外技術協力への対応	10
2	その他	10

第1 普及事業の基本的な考え方

本県の農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、農業改良助長法（昭和23年法律第165号。以下「助長法」という。）の規定に基づき、国と協同して専門の職員として普及指導員を置き、直接農業者に接して農業経営に関する技術及び知識の普及指導を行うことにより、主体的に農業経営の改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ろうとするものであり、昭和23年の協同農業普及事業制度発足以来、防災営農や暖地営農むらづくり、みやざきブランドの確立など、本県農業・農村の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、農業・農村を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進行等の構造的な課題に加え、燃油や資材価格の高止まりによる生産コストの増加、さらにTPP協定など国際的な経済連携の動きへの対応等様々な課題を抱えており、厳しい状況に直面している。

このような中、国においては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」や新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、農業・農村の所得倍増、農業や食品産業の成長産業化等を促進するための各種施策が展開され、協同農業普及事業についても「協同農業普及事業の運営に関する指針（以下「運営指針」という。）」を改正（平成27年5月11日）し、国と都道府県との役割分担の明確化や民間等を含めた多様な関係機関と連携した総合力の発揮による新たな協同農業普及事業の展開方向等が示されたところである。

また、県では「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画（後期計画）」（以下「七次長期計画」という。）の策定作業に着手し、本県農業・農村の潜在力をフルに発揮した「みやざき農業の成長産業化」への挑戦を目標に、販売力の強化、生産力の向上及び人財の育成を新たな観点として、各種施策の展開を検討するとともに、JAグループ等と県との連携強化により、自ら課題を解決出来る実践力を持った農業者の育成及び産地や農業者の課題への確に支援出来る指導者の育成を一体的に行う支援システム（宮崎方式営農支援体制）を構築し、産地力の強化と農業者所得の向上を図る取組を進めることとしている。

このような状況を踏まえ、普及事業が本県農政の重要課題に的確に対応するため、助長法第七条第8項に基づき「宮崎県協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）を改正し、直接農業者に接して支援を行う普及指導員が、民間を含めた多様な関係者との密接な連携を図りながら、その職務を通じて、農業者の経営安定や所得の向上、産地力の強化、地域の活性化等地域農業の総合的な発展を支援する役割を果たすよう、より高度で効果的な普及指導活動を展開するものとする。

1 普及指導員の職務

- (1) 試験研究機関、市町村、農業に関する団体等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行うこと。
- (2) 巡回指導、実証展示、研修会の開催等により、農業生産方式の合理化、農業経営の改善に関する高度な技術及び知識の普及指導を行うこと。

第2 普及指導活動の基本的な課題

普及指導活動の基本的な課題は、運営指針に掲げる基本的な課題（農業の持続的な発展、食料の安定供給の確立及び農村の振興に関する支援）と七次長期計画に基づき、本県農業・農村を取り巻く状況及び農業者のニーズ等を踏まえ、次の4項目とする。

- 1 「儲かる農業」の実現
- 2 環境に優しく気候変動に負けない農業の展開
- 3 連携と交流による農村地域の再生
- 4 責任ある安全な食料の生産・供給体制の確立

1 「儲かる農業」の実現

(1) 本県農業の未来を切り拓く多様な経営体の育成

多様な経営体を育成するため、県、公益社団法人宮崎県農業振興公社、市町村、農業委員会、農業協同組合及び教育委員会等の関係機関・団体との連携により、担い手の発展段階に応じた以下の取組を行う。

ア 認定農業者等への支援

経営感覚に優れ経営改善に意欲的な認定農業者や農業法人、JA部会員等に対して、経営改善計画の作成やその目標達成に向けた生産技術の高度化、経営管理能力の向上、法人化及び法人経営における経営の多角化等に対する支援等を行う。

また、女性農業者や農業後継者など家族農業経営に携わる世帯員に対しては、家族経営協定の推進や認定農業者制度の活用による経営参画に向けた支援を行う。

イ 青年農業者への支援

SAP会員をはじめとする青年農業者に対しては、関係機関・団体及び普及指導協力委員等と連携して、地域課題への取組及び技術の改良・経営管理手法の改善等に関する主体的な研究活動を支援し、次世代の担い手としての資質向上を図る。

ウ 新規就農者等への支援

新規就農者については、就農準備や円滑な経営開始、早期の経営定着に向け、認定新規就農者制度を活用した技術と経営の総合的な支援を行うとともに生産技術や経営管理能力向上に関する学修機会づくりに取り組む。

また、他産業からの農業参入企業については、第2次・3次産業の豊富な経営資源を活かした農業経営が図られるよう、技術と経営の一体的かつ総合的な支援を行う。

エ 集落営農組織への支援

地域農業の担い手を育成・確保するため、農用地利用改善団体や農作業受託組織等を含め、リーダーの育成や集落営農の発展過程に合わせた合意形成、ビジョンの策定支援などを行うとともに、既存の集落営農組織の経営安定や機能強化に対する支援を行う。

(2) 産地間競争を勝ち抜く生産体制の構築

ア 産地づくり支援

我が国の食料供給基地としての農業生産力確保と農業所得の向上を図るため、みやざきブランドの推進をはじめ、輸出の拡大、マーケットニーズに対応したリクエスト生産に戦略的に応じられる集団の育成、ICT（情報・通信技術）活用等による生産技術の改善・高度化、リーダーの育成、産地分析手法を活用した産地改革支援などの推進を通じた産地の再構築や新たな産地育成を支援する。

イ 農地のフル活用の促進支援

水田農業経営の確立に向けて、需要に即した「商品性の高い売れる米づくり」を推進するとともに、水田フル活用ビジョンに基づく飼料用米、加工用米などの非主食用米及びWCS用稲等の導入や二毛作による土地利用率の向上を支援する。

また、畑地かんがい事業を活用した畑作営農の確立に向けて、品質や収量の向上をはじめ、収益性の高い新品種及び新技術の導入を支援する。

さらに、市町村の人・農地プランの策定や農地中間管理事業等を活用した担い手への農用地利用集積の推進に必要な地域の合意形成等を支援する。

ウ 畜産新生に向けた支援

畜産新生会議等との連携を図りながら、飼養管理技術の改善等による生産性の向上や生産コストの低減により、全国のモデルとなる安全・安心で付加価値や収益性の高い畜産の振興に向けた支援を行う。

(3) 農を核としたフードビジネスの振興

産地の収益力向上や農業者の所得向上を図るため、関係機関・団体等と連携し、加工・業務用需要に対応した農畜産物の生産振興を支援する。さらに、農業者と他産業の関係者及び専門家とのマッチング、生産から流通・加工・販売まで総合的に取り組む農業の6次産業化等を支援する。

2 環境に優しく気候変動に負けない農業の展開

(1) 環境保全型農業や資源循環型農業の展開

化学肥料・化学合成農薬の低減、宮崎方式ICM（作物のちからフル活用プログラム）の導入、省エネルギー・省資源型農業生産体系への転換、堆肥の効率的利用に向けた耕畜連携の体制づくりなど、持続的な農業生産及び地球温暖化防止や生物

多様性保全等の視点に立った環境保全型農業や資源循環型農業の取組に対する支援を行う。

(2) 気候変動に対応した農業生産への取組支援

地域の自然条件や地球温暖化に適応した品目・品種への転換及び気候変動の影響を回避又は軽減できる適応技術の開発支援・普及に取り組む。

3 連携と交流による農村地域の再生

(1) 地域資源を活かした魅力ある農村地域づくり

農業・農村の活性化に向け、集落機能の維持や農村地域が有する農地・施設・機械・技術などの資源を継承するための体制整備、都市と農村との交流等、多様な関係者の連携による地域の主体的な取組に対する支援を行う。

(2) 鳥獣被害を受けにくい農業の展開

地域が一体となって取り組む被害防止対策の推進や鳥獣被害に強い営農形態の確立に向けた支援を行う。

4 責任ある安全な食料の生産・供給体制の確立

(1) 農業経営安定対策の強化

農業経営安定のため、経営・価格安定制度の活用、制度資金の導入推進及び農業者の経営状況に応じたコンサルティングなど技術と経営が一体となった本県の特性を活かした総合支援を行う。

(2) 農畜産物の安全性確保・防疫体制の強化に向けた支援

農薬や資材の適正使用を含む農業生産工程管理（GAP）の導入と実践など、農畜産物の安全性確保に向けた取組及び病虫害被害の防止や家畜の飼養衛生管理の徹底による防疫体制の強化に向けた支援を行う。

(3) 農作業安全対策の推進

農作業事故防止のため、関係機関・団体や民間事業者等との連携の下、農業者の農作業安全意識を啓発するとともに、農業機械操作・点検技術等の向上を支援する。

第3 普及指導員の配置に関する事項

1 地域における普及指導員の配置

地域における普及指導活動を実施するため、助長法で規定する「普及指導センター」として農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）を8か所（うち2か所に駐在所各1）設置し、普及指導員を西臼杵支庁及び各農林振興局の農業普及担当として配置する。

また、その配置については、農業者の高度かつ多様なニーズに応えられるよう専門分担方式による組織体制を基本としつつ、地域課題に対しては、専門を超えたプロジ

エクトチーム編成による品目横断的活動が行える体制の構築に努める。

2 専門技術指導担当普及指導員の配置

普及指導員のうち高度な専門性を有し、国及び県レベルの関係機関・団体との調整能力に優れた普及指導員を、専門技術指導担当普及指導員（以下「専技」という。）として営農支援課内に設置した農業革新支援センター及び鳥獣被害対策支援センターに配置する。

専技は、県内全域を管轄区域として、主要な農政分野・技術分野ごとに、次に掲げる業務を行うものとする。

- ・ 先進的農業者等からの高度かつ専門的な相談への対応
- ・ 試験研究、教育、行政及び関係機関・団体との連携
- ・ 研究開発への参画、政策課題への対応
- ・ 普及指導活動の総合的な企画立案・総括・調整・指導
- ・ 重点プロジェクトの企画・調整・指導
- ・ 普及指導員の資質向上、普及方法の高度化
- ・ 調査研究の実施及び企画調整
- ・ 都道府県間の連携

なお、専技は、運営指針に規定する「農業革新支援専門員」とする。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員は、農業分野における技術革新や農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業が抱える課題に的確に対応できるよう、普及指導員の目指すべき人材像、求められる資質、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた「宮崎県普及指導員等人材育成計画（以下「人材育成計画」という。）」に基づき、必要な資質の向上を図る。

1 普及指導員に求められる機能

普及指導員に求められる機能は、次のとおりとする。

(1) スペシャリスト機能

農業者に対し、展示ほの設置等による産地課題の解決や経営診断に基づく改善支援を行うなど、農業に関する高度な技術や当該技術に関する知識（経営に関するものを含む。）の専門的な普及指導を行う機能。

(2) コーディネート機能

地域農業について、生産組織や集落リーダー及び地域内外の関係機関・団体との間で連携体制を構築し、将来ビジョン作成のための合意形成や課題の明確化、その対応方策の策定・実施を支援するなどの機能。

2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる機能を発揮するため、普及指導員は次の資質向上を図るものとする。

- ア 農業及びその経営に関する高度な技術及び知識
 - イ 地域農業における課題の明確化と課題解決への支援に関する技術及び知識
 - ウ 普及指導活動の手法（新技術導入・普及を図る手法、多様な農業者に接しコミュニケーションを図る手法、地域内外の幅広い関係者と連携を構築する手法及び地域農業について将来の展望に基づいた戦略を立案する手法等）
- また、農業者に対する的確な情報提供及びマーケティングや知的財産などに関する支援を行うため、これらに必要な技術や知識の修得を図るものとする。

3 資質向上の方法

(1) 人材育成計画に基づく研修の実施

普及指導員の資質向上に当たっては、「人材育成計画」に基づき、職務経験年数並びに技術及び知識の修得状況に応じた継続的な研修を計画的に実施する。

研修の実施にあたっては、ICT等も活用しつつ各種集合研修及びOJT等を行うほか国等が行う研修を有効に活用し、第3の2に示す専技の役割を担うことができる人材が育成されるよう配慮するものとする。

(2) 他の指導機関との連携

研修実施にあたっては、農業協同組合等他の指導機関との連携を図りながら、それぞれの特性を活かした役割分担に基づく一体的かつ体系的な研修体制の整備を図る。

4 普及指導手当

普及事業に取り組む普及指導員に対して、その職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から普及指導手当を支給することとし、手当の適正な運用に努める。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、次の事項に留意する。

1 農業者に対する支援の充実・強化

(1) 地域農業全体の維持・発展を目的とする活動の強化

食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要となる地域農業全体の維持・発展を目的とする活動（地域農業の技術革新の推進、地域の合意形成支援、新規就農者や農業後継者及び女性農業者への支援、地球温暖化対策、災害への対応、環境保全型農業の推進、農畜産物の安全確保、鳥獣被害対策の推進等）について、公的機関が担うべき分野の取組を強化する。

(2) 先進的な農業者や民間等との連携

助長法で規定する普及指導協力委員制度等を活用し、地域の先進的な農業者及び税務、労務管理、農畜産物加工、マーケティング、ICT等に関する民間専門家及

び企業等との連携により、新技術の実証や導入モデルとしての先駆的活動、新規就農者等の育成支援、あるいは、高度な専門知識の普及支援への協力等を得ることで普及事業の機能強化を図る。

(3) 関係機関・団体との連携

担い手育成、産地づくり及び農村の振興等を推進する市町村や農業委員会、農業協同組合、金融機関、民間企業等関係機関・団体の連携を総合的にコーディネートし、合意形成を図り推進体制の構築や取組の充実・強化を支援する。

特に、高度な技術と知識を有する普及センターと農業者に関する豊富な情報を有する農業協同組合等の関係機関・団体が、それぞれの強みを活かして産地改革支援や農業者への経営・技術支援を一体的に行う新たな支援体制を構築する。

なお、関係機関・団体で構成する農業普及事業推進協議会の円滑な運営と連携により、普及指導活動への理解促進を図るものとする。

(4) 試験研究・研修教育及び行政部門との一体的取組

普及指導活動の実施に当たっては、県の試験研究機関や県立農業大学校との密接な連携による一体的な取組に努める。

また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構や大学、産学連携に知見を有する者等との連携を進め、これらに対して地域課題等の情報発信を行い協同して課題解決に努める。

さらに、行政部門との一体的な取組により各種補助事業、農業制度資金、税制特例措置等の行政施策の効果的な活用を通じた農業者や地域農業の課題解決が図られるよう行政施策の効果及び推進上の課題、施策の活用事例並びに施策ニーズ等について行政部門との情報共有化に努める。

なお、林業や水産業との複合経営を行う経営体に対する普及指導活動を行う場合には、当該普及事業との連携に努める。

(5) 都道府県間の連携

都道府県間の普及指導員による相互の技術協力については、県域をまたがる共通課題について、技術情報の取り扱い等に注意した上での農業革新支援専門員ネットワーク会議等を通じた連携活動や情報の共有化を行う。

(6) 普及指導活動の重点化

普及指導活動に当たっては、第2の1の(1)に掲げる多様な経営体等を重点的な対象とし、普及指導活動の基本的な課題に即し、普及センターが主体的に取り組むべき地域課題を明確にした上で、取組の必要性及び緊急性等を考慮し、普及指導活動の重点化を図る。

2 普及指導活動の効果的な実施

(1) 普及指導活動計画の策定

普及指導活動計画は、農業・農村の現状や課題及び将来展望、農政推進上の課題、農業者のニーズ、新技術の開発状況等を踏まえたものとし、七次長期計画に基づき、普及指導活動の目標、目標を達成するための活動方法及び活動に要する普及職員の配置や関係機関の役割分担等の活動体制を記載した、5年間の基本計画及び年度毎の年度計画を策定する。

計画策定に当たっては、普及センター内の専門を超えたプロジェクトチームによる内部検討を行うとともに関係機関・団体を交えた課題抽出検討や合意形成を経た上で策定するものとする。

なお、課題の選定やその対象区域については、地域の実情に応じて設定するものとする。

また、県域あるいは複数の普及センターを跨る広域的な重要課題については、専技が主体となり「重点プロジェクト」を設定し、関係普及指導員と十分な連携を図る。

(2) 普及指導活動の評価

普及指導活動の評価に当たっては、普及指導活動の具体的な方法とその成果等を実績として取りまとめ、必要性や有効性、効率性等の観点から農家代表者や多様な関係者等を含めた委員による外部評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(3) 評価結果の活用

普及指導活動の実績とその評価結果は、その後の普及指導活動がより効果的かつ効率的に行われるよう次年度以降の普及指導活動計画の策定や具体的な普及指導活動の見直しに活用する。

(4) 相談窓口としての普及センターの対応

普及センターは普及指導員の活動拠点及び地域における総合的な営農相談窓口として、農業者等の課題解決のための的確な支援を行う。

(5) 高度かつ専門的な相談窓口としての農業革新支援センターの対応

先進的な農業者の高度かつ専門的な技術や経営に関する相談等に対しては、「農業革新支援センター」としての営農相談窓口を営農支援課に設置するとともに、専技が研究開発への参画、都道府県間の連携及び重点プロジェクト計画の策定等を行う際に必要となる情報・体制の整備を図る。

なお、普及センターにおいて、当該相談があった場合は、適宜専技と連携し迅速に対応する。

(6) 農業者等に対する積極的な情報提供

普及指導活動及び調査研究活動を通して把握した現地情報及びデータ、関係機関・団体と共有化した情報などの各種情報を農業者等が効率的に活用できるようデータベース化して蓄積し、情報誌やICTを活用しながら提供する。

また、消費者に対しては、必要に応じ農業に対する理解促進のための情報提供に努める。

(7) 調査研究の適切な実施

普及指導員は、普及指導活動の充実強化や資質向上を図るため、第1の1の(1)の調査研究を行い、その成果発表や共通課題の検討、情報交換等の研究会活動の充実に努める。

3 研修教育の充実強化

農業者に対する研修教育は、研修教育機関としての県立農業大学校との連携を図りながら、農業協同組合等の関係機関・団体との適切な役割分担の下、総合的に推進する。

また、本県農業の未来を切り拓く多様な経営体を育成・確保するため、学校教育等との一層の連携強化を図り、将来の就農が期待される農業高校生等に対する就農啓発や実践的な研修の実施を支援する。

(1) 県立農業大学校における研修教育

県立農業大学校においては、「就農に自信と誇りの持てる学校」として、変化し続ける経営環境に対応しうる柔軟な思考力とスキルを備え、本県農業を支える経営力のある農業経営者の育成・確保を進める。

また、県民一人ひとりが農業・農村の応援団として、「食」と「農」について身近なところから考える生涯学習の場としての充実を図る。

ア 農学部

農学部では、実習にウェイトを置いたカリキュラムを堅持しつつ、農業経営の大規模化やフードビジネスなどの新たなビジネス展開に対応するため、先進的な農業者等との連携による実践的な営農・加工技術、マーケティング、経営戦略、経営管理等に関する教育を強化する。

また、インターンシップや先進農家研修等を通じて、就農意欲の向上を図るとともに、普及センター及び市町村、農業協同組合等との連携を密にし、就農への誘導対策を強化する。

さらに、大学への編入学等について運営の弾力化を進め、教育水準の向上を図る。

イ 実習用地を活用した新たな研修の実施

実習用地において、先駆的農業経営実践者等との連携による大区画用地での実践的な経営モデルを実証するとともに農業者や農業大校生、農業高校生等に対する最新技術や経営ノウハウ等の研修を実施する。

ウ 農業総合研修センター

農業者や農業指導者等に対して、生涯にわたって能力向上を図る教育（リカレント教育）の場を提供するとともに、他産業従事者や離職者等を含め、新規に就

農を希望する者に対し栽培管理技術等に関する研修を実施する。

また、農業体験研修等を通じて県民の農業・農村に対する理解増進を図る。

エ 指導職員の配置及び研修等

指導職員については、普及指導活動及び試験研究の経験等を考慮した配置に努めるとともに、大学や農業高校、教育委員会等との連携による人事交流及び研修による資質向上に努める。

(2) 体系的な農業者研修の実施

J Aグループ等関係機関・団体との連携強化により、農業者の発展段階や技術レベルに応じた県下統一された基本カリキュラムに基づく体系的な農業者研修を実施する。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 海外技術協力への対応

諸外国からの普及事業関係職員の研修等への協力に努める。

2 その他

県は農業情勢の変化、農業政策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した普及事業の見直しに取り組む。